

令和6年度 放課後等デイサービスサービスでの5領域の考え方について

令和6年度報酬改定において、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」での支援で、「5領域」全てを含めた総合的な支援を提供することが運営基準に明記されました。支援内容について、事業所の個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で提供することを求める内容となっています。

5領域とは

5領域とは、以下の5つを指します。

- 「健康・生活」
- 「運動・感覚」
- 「認知・行動」
- 「言語・コミュニケーション」
- 「人間関係・社会性」

5領域は元々児童発達支援のガイドラインには明記されていましたが、今回の改定によって、放課後等デイサービスも5領域に沿った療育が求められることとなりました。重要なのは、「5領域全て」に対応することが求められている点です。

運営基準に対応が明記

総合的な支援の推進のために、新たに運営基準に明記されることになる「5領域」に関する記述は上記の通りです。事業所に求められていることを要約すると以下の2点になります。

- 5領域全てを含めた支援を提供すること
- 児発管は5領域を踏まえた内容の個別支援計画を作成すること

支援内容の見直しだけでなく、個別支援計画への反映・明確化も必要となっています。

支援プログラムの作成・公表の義務化

また、「支援内容の見える化」を進める観点から、5領域とのつながりを明確化した支援プログラムの作成・公表が義務化されることとなりました。公表をしなかった場合には、報酬の減算を設けることとなっています。減算の内容は以下の通りです。

支援プログラム未公表減算	所定単位数の85%を算定
--------------	--------------

未公表減算には1年間の経過措置が設けられており、実際に減算となるのは令和7年(2025年)4月1日以降となります。1年間をかけて、プログラムの策定、公表を進めていくことが求められています。

5 領域の具体的な中身について

まず、児童発達支援に求められるのが、

- 発達支援(本人支援及び移行支援)
- 家族支援
- 地域支援

上記の3つの支援です。

そして、発達支援の中の「本人支援」を説明する文脈の中で、5領域が説明されています。それでは、5領域の中身の一つずつ見ていきましょう。

「健康・生活」

- 健康状態の維持・改善
- 生活のリズムや生活習慣の形成
- 基本的生活スキルの獲得

具体的な支援内容については、

①健康状態の把握	健康な心と体を育て自ら健康で安全な生活を作り出すことを支援する。また、健康状態の常なるチェックと必要な対応を行う。その際、意思表示が困難である子どもの障害の特性及び発達の過程・特性等に配慮し、小さなサインから心身の異変に気づけるよう、きめ細かな観察を行う。
②健康の増進	睡眠、食事、排泄等の基本的な生活のリズムを身に付けられるよう支援する。また、健康な生活の基本となる食を営む力の育成に努めるとともに、楽しく食事ができるよう、口腔内機能・感覚等に配慮しながら、咀嚼・嚥下、姿勢保持、自助具等に関する支援を行う。さらに、病気の予防や安全への配慮を行う。

③リハビリテーションの実施	日常生活や社会生活を営めるよう、それぞれの子どもに適した身体的、精神的、社会的訓練を行う。
④基本的な生活スキルの獲得	身の回りを清潔にし、食事、衣類の着脱、排泄等の生活に必要な基本的技能を獲得できるよう支援する。
⑤構造化等により生活環境を整える	生活の中で、さまざまな遊びを通して学習できるよう環境を整える。また、障害の特性に配慮し、時間や空間を本人に分かりやすく構造化する。

放課後等デイサービスで行われているプログラムや取り組みの中で「健康・生活」にかかわりそうな内容としては、

- 料理やお菓子作りなどを通じた食育
- トイレトレーニング
- 時間に応じた行動の切り替え
- 構造化を意識した掲示物、子どもへの指示 などなど

「運動・感覚」

- 姿勢と運動・動作の向上
- 姿勢と運動・動作の補助的手段の活用
- 保有する感覚の総合的な活用

具体的な支援内容については、

①姿勢と運動・動作の基本的技能の向上	日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得、関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化を図る。
②姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用	姿勢の保持や各種の運動・動作が困難な場合、姿勢保持装置など、様々な補助用具等の補助的手段を活用してこれらができるよう支援する。

③身体の移動能力の向上	自力での身体移動や歩行、歩行器や車いすによる移動など、日常生活に必要な移動能力の向上のための支援を行う。
④保有する感覚の活用	保有する視覚、聴覚、触覚等の感覚を十分に活用できるよう、遊び等を通して支援する。
⑤感覚の補助及び代行手段の活用	保有する感覚器官を用いて状況を把握しやすくするよう眼鏡や補聴器等の各種の補助機器を活用できるよう支援する。
⑥感覚の特性(感覚の過敏や鈍麻)への対応	感覚や認知の特性(感覚の過敏や鈍麻)を踏まえ、感覚の偏りに対する環境調整等の支援を行う。

具体的な支援内容については、体操やダンス、スポーツなどを通じた運動療育

- 視覚や聴覚、触覚を刺激するようなゲームやクイズ
- 感覚過敏な子に配慮した環境設定 などなど

特に運動療育や感覚統合などをメインの療育内容として標榜する教室では、「運動・感覚」という枠組みに関する多岐に渡るプログラムに取り組んでいます。特化型の教室でなくとも、何らかの形で「運動・感覚」に関する内容の療育を取入れている教室は、多いのではないのでしょうか。

「認知・行動」

- 認知の発達と行動の習得
- 空間・時間、数等の概念形成の習得
- 対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得

具体的な支援内容については、

①感覚や認知の活用	視覚、聴覚、触覚等の感覚を十分活用して、必要な情報を収集して認知機能の発達を促す支援を行う。
②知覚から行動への認知過程の発達	環境から情報を取得し、そこから必要なメッセージを選択し、行動につなげるという一連の認知過程の発達を支援する。

③認知や行動の手掛かりとなる概念の形成	物の機能や属性、形、色、音が変化する様子、空間・時間等の概念の形成を図ることによって、それを認知や行動の手掛かりとして活用できるよう支援する。
④数量、大小、色等の習得	数量、形の大きさ、重さ、色の違い等の習得のための支援を行う。
⑤認知の偏りへの対応	認知の特性を踏まえ、自分に入ってくる情報を適切に処理できるよう支援し、認知の偏り等の個々の特性に配慮する。また、こだわりや偏食等に対する支援を行う。
⑥行動障害への予防及び対応	感覚や認知の偏り、コミュニケーションの困難性から生ずる行動障害の予防、及び適切行動への対応の支援を行う。

例えば・・・

- ブロックなど立体の造形物を使った創作活動
- 音楽やリズムを使って五感を刺激する活動
- ヴィジントレーニング などなど

「認知・行動」に関わるプログラムは、多くの教室で「目玉」や「特徴」として打ち出されているケースが多くなっているように感じます。「認知・行動」のプログラムの内容によって「うちの子にも合ってる」と感じる保護者が多いのではないのでしょうか。

「言語・コミュニケーション」

- 言語の形成と活用
- 言語の受容及び表出
- コミュニケーションの基礎的能力の向上
- コミュニケーション手段の選択と活用空間・時間、数等の概念形成の習得

①言語の形成と活用	具体的な事物や体験と言葉の意味を結びつける等により、体系的な言語の習得、自発的な発声を促す支援を行う。
②受容言語と表出言語の支援	話し言葉や各種の文字・記号等を用いて、相手の意図を理解したり、自分の考えを伝えたりするなど、言語を受容し表出する支援を行う。
③人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得	個々に配慮された場面における人との相互作用を通して、共同注意の獲得等を含めたコミュニケーション能力の向上のための支援を行う。

④指差し、身振り、サイン等の活用	指差し、身振り、サイン等を用いて、環境の理解と意思の伝達ができるよう支援する。
⑤読み書き能力の向上のための支援	発達障害の子どもなど、障害の特性に応じた読み書き能力の向上のための支援を行う。
⑥コミュニケーション機器の活用	各種の文字・記号、絵カード、機器等のコミュニケーション手段を適切に選択、活用し、環境の理解と意思の伝達が円滑にできるよう支援する。
⑦手話、点字、音声、文字等のコミュニケーション手段の活用	手話、点字、音声、文字、触覚、平易な表現等による多様なコミュニケーション手段を活用し、環境の理解と意思の伝達ができるよう支援する。

- 伝言ゲームや早口言葉など言葉を用いたゲーム
- 生活の中で起こる事柄に対するロールプレイング
- 考えを発表したり好きなことをプレゼンテーションしたりする などなど

「言語・コミュニケーション」に関わるプログラムは、集団で行うことで特にその効果が得られるケースがあります。放課後デイのような場で行われることに価値がある活動です。

「人間関係・社会性」

- 他者との関わり(人間関係)の形成
- 自己の理解と行動の調整
- 仲間づくりと集団への参加

具体的な支援内容については、

①アタッチメント(愛着行動)の形成	人との関係を意識し、身近な人と親密な関係を築き、その信頼関係を基盤として、周囲の人と安定した関係を形成するための支援を行う。
②模倣行動の支援	遊び等を通じて人の動きを模倣することにより、社会性や対人関係の芽生えを支援する。
③感覚運動遊びから象徴遊びへの支援	感覚機能を使った遊びや運動機能を働かせる遊びから、見立て遊びやつもり遊び、ごっこ遊び等の象徴遊びを通して、徐々に社会性の発達を支援する。

④一人遊びから協同遊びへの支援	周囲に子どもがいても無関心である一人遊びの状態から並行遊びを行い、大人が介入して行う連合的な遊び、役割分担したりルールを守って遊ぶ協同遊びを通して、徐々に社会性の発達を支援する。
⑤自己の理解とコントロールのための支援	大人を介在して自分のできること、できないことなど、自分の行動の特徴を理解するとともに、気持ちや情動の調整ができるように支援する。
⑥集団への参加への支援	集団に参加するための手順やルールを理解し、遊びや集団活動に参加できるよう支援する。

- ごっこ遊びや模擬店などを通してなり切ってみる
- 他己紹介など他者を知るための活動
- 職業訓練や職場体験 などなど

「人間関係・社会性」に関わるプログラムは、高学年になれば就労と紐づけて行われることが増えます。年代ごとに必要なプログラムの質や量が大きく変わっていく分野であると言えます。

「5 領域」対応へ、どう準備すべきか？

5 領域について各項目を見てきたうえで、どのように 5 領域に対応した支援を準備していくべきか？重要なのは、5 領域全てを含めた支援を提供することを求められている点です。

5 領域の【強み弱み】や【濃淡】を自己分析することから始めることが必要と考えます。前述の通り、「5 領域」への対応のために課されていることは以下の 3 つです。

- 5 領域全てを含めた支援を提供すること
- 児発管は 5 領域を踏まえた内容の個別支援計画を作成すること
- 5 領域を網羅した支援プログラムを作成・公表すること(～2025 年 3 月末まで)

既存のプログラムを「5 領域」に分類

放課後等デイサービスの既存プログラムでも、5 領域の一部、もしくは大半を網羅していると思います。

まずは、既存で実施しているプログラムが、「5 領域」のどこに属するのか分類し、どんな目的のために行われているのかを整理することが重要と考えます。

このことによって、事業所の既存のプログラムが「5 領域」のどの部分に強いのか、はたまた弱いのかが見えてくるはずです。自事業所の既存プログラムのままで「5 領域」に準拠していると言えるのか、または足りない部分を補う必要があるのかが分かります。

足りない・弱い部分のプログラムを補う

上記の紐づけ作業を行って、「5 領域」を網羅するにはプログラムが足りないと感じたり、手薄な領域があることが分かったら、対応策としては以下のような手段が想定されます。

- 既存のプログラムを膨らませて幅を広げる
- 新たにプログラムを考案し実施する
- 外部からプログラムを購入し実施する

プログラムの考案には時間も手間もかかります。早期に着手して弱みを補っていくことが良いでしょう。

個別支援計画に盛り込みやすいように整理・体系化

「5 領域」を網羅するプログラムの整理・準備が完了したら、各々のプログラムを用いて、どのように子どもたちの成長を評価し、アセスメントしていくのか？ということを検討していく必要があります。

児発管は 5 領域を踏まえた内容の個別支援計画を作成することが求められています。「指標」や「基準」が明確なプログラムであれば、個別支援計画の作成やアセスメントがしやすくなり、児発管の方の業務負担軽減にもつながります。

既存のプログラムを、基準を数値化しやすい内容に整理していくことも、「5 領域」への対応に向けて重要な準備と言えるでしょう。

3 月 15 日に発信された報酬改定に関する事務連絡について

2024 年 3 月 15 日に、こども家庭庁から各自治体に対し、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別支援計画の取扱いの変更 について」という事務連絡書面が発信されました。2 月 6 日に出された報酬改定の概要に加えて実際の制度運用をどのように行っていくのかが記載されています。

主な記載内容は以下の通りです。

- 時間区分の創設
- 延長支援加算の見直し
- 総合的支援の推進
- インクルージョンの推進
- 個別支援計画について(経過措置)

本記事ではこの中で、「個別支援計画」と「経過措置」についてお伝えいたします。

5 領域に対応した個別支援計画の様式例

3月15日の事務連絡の発信では、同時に5領域・新しい報酬制度に対応する個別支援計画の様式例が示されました。新しい個別支援計画の様式は、以下の2つの書類から構成されています。

1. 別紙 1-1(個別支援計画書参考様式)
2. 別紙 1-2(個別支援計画書参考様式別表)

まず、別紙 1-1(個別支援計画書参考様式)は、支援の方針や目標、具体的な支援内容などを記載する書式です。大きな変更ポイントとしては、「支援内容に5領域との関連性を明示する」ことが示されていることです。ただ、現段階(2024年3月20日)では「留意点」や「記載例」は開示されていないため、具体的な書き方については推測の域を出ないのが現状です。

別紙 1-2(個別支援計画書参考様式別表)についてです。こちらに記載する主な記載内容としては以下の通りです。

- 提供時間
- 延長支援時間
- 延長を必要とする理由
- 特記事項

今回の報酬改定から導入される「時間区分」と、制度が改定される「延長支援」については、この様式にて記載することが求められます。

また、別紙 1-2(個別支援計画書参考様式別表)については、記入例も開示されています。注意すべき主なポイントは、以下の2点です。

1. 曜日ごとに記入する
2. 延長は1時間以上から(※前後で合算はできない)

また、記入例を見てもまだ見えてこないポイント(今後も注視する必要があるポイント)は以下の2点です。

1. 長期休みの利用はどのように記載するのか？
2. 延長を必要とする理由は誰が妥当性を判断するのか？

このポイントに関しても追加情報があればまたお伝えします。

経過措置(令和6年4月から10月までの取扱い)

3月15日の発信において、上記の個別支援計画の様式への対応についての経過措置も定められています。本文での記載内容は以下の通りです。

個別支援計画の見直し等については、通常の見直し期間(6ヶ月に1回以上)を踏まえると、一定の期間を要すると考えられることから、令和6年10月31日までの間は、別紙「個別支援計画参考様式」の2枚目の「個別支援計画別表」を活用し、個々の障害児の計画時間及び延長支援に要する時間等を定め、現行の個別支援計画とあわせることにより対応すること(支援内容の5領域との関連性の明確化及びインクルージョンの観点からの記載は個別支援計画の見直しのタイミングで行うこととし、基本報酬と延長支援加算の算定に必要な計画時間・延長支援時間等の記載のみを別表で追加すること)を可能とする。

わかりにくい??な文章ですが、上記内容をこのように解釈しました。(あくまでも個人の考えです)

- 個別支援計画の見直しは、通常の見直しのタイミングで行えば良い
→5領域・インクルージョンの記載は4月からでなくても可
- 計画時間、延長支援時間についての記載は早めに進めること(行政への提出)